

【資料2－1】

林務部コンプライアンス推進行動計画の
取組結果の評価について

取組項目	年度末評価	計画担当
	I 二度と不祥事を“起こさない”人と組織づくり	総務係
	1 職員の資質向上とコンプライアンス意識の改革	実施対象
	① 林務部職員一人ひとりの業務に向かう姿勢の学び直し	全職員

具体的な行動計画	実施時期 取組評価	実施した内容（実績）等
1) 2) 今回の事案について全職員が理解を深め、考えるための車座集会・ワークショップの実施	9～3月 有効 (継続すべき)	<ul style="list-style-type: none"> ・知事等と職員が直接、意見交換する車座集会を9月から12月に3回開催し、合計331人が参加（参加率98%）。車座集会を実施後、少人数で事案を議論し自分事化するワークショップへつなげることができ、意識改革の契機としての所期の目的は達成したと考えられる。 ・車座集会に引き続き、ワークショップを12月から1月に10回開催し、合計335人が参加（参加率99%）最終回は、幹部職員により、第9回までの結果を踏まえた総括として実施。 ・車座集会、ワークショップで出された意見については、行動計画の改定に活用した。特に、「仕事改革」については、多くの意見が出されたことから、全庁的なコンプライアンス対策と連携しつつ、車座集会やワークショップを引き続き実施する。
3) 規範意識の醸成を図るための職場内研修会の実施	10～3月 有効だが一部に課題あり (一部見直し)	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンスや公務員倫理を学び規範意識の醸成を図るため、本庁・現地の全職場で職場内研修を実施。 ・職員研修は、職員個々の規範意識の向上のため、継続した取組が必要であるが、形骸化を懸念する意見も少なからずあったことから、対話形式の導入や講師選定や研修ソフトの工夫等を行いつつ、継続的に実施。
4) 基本に立ち返り学ぶため管理監督者向けリーダー養成研修を積極的に受講	10～12月 有効 (継続すべき)	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の事案の端緒における管理監督者の果たした役割は非常に大きかったことから、本庁林務部及び地方事務所林務課の課長、新任の課長補佐等が、マネジメント能力の向上を図るため、管理監督者向けリーダー養成研修を受講。本庁課長・地事林務課長を対象とした「リーダー養成Ⅰ」研修（10/23）に、13人中11人が受講、新任の課長補佐等を対象とした「リーダー養成Ⅱ」研修（12/17・18）は、林務部受講推奨者（新任課長補佐及び係長）23人中11人、その他希望者9人の計20人が受講。 ・部の意識改革にとって管理監督者の役割は大きいことから、引き続き、未受講者について、キャリア開発センターの研修受講を促すとともに、課所長会議等の機会をとらえた部独自の研修機会の提供を検討。
5) 必要な知識や技術の習得が図られるよう林務部専門研修を見直し	10～3月 現段階では判断できない	<ul style="list-style-type: none"> ・林務部の専門研修において、法令や制度、業務の進め方など、必要な知識や技術の習得が図れるよう、既存の研修の棚卸しを実施し、その結果を踏まえ、平成28年度の林務部専門研修計画を作成した。 ・新たな計画に基づく、研修を平成28年度から実施するため、現時点で効果は評価できないが、制度変更等の環境変化に応じた知識・技術の習得が不可欠なため、継続的な見直しを行う。

総合評価 及び 今後の取組	○車座集会やワークショップの開催、職場内研修会・リーダー養成研修の受講促進の取組は、職員一人ひとりの業務に向かう姿勢の学び直しの機会として有効であったことから、継続的な取組を行う。 ○特に平成28年度は、全庁的なコンプライアンス推進取組方針を踏まえ、「仕事改革」を重点課題として取り組む。
---------------------	---

取組項目	年度末評価	計画担当
	I 二度と不祥事を“起こさない”人と組織づくり	総務係
	1 職員の資質向上とコンプライアンス意識の改革	実施対象
	② 日常業務を通じたコンプライアンス意識の向上への取組	全職員

具体的な行動計画	実施時期 取組評価	実施した内容（実績）等
6) 長野県行政経営理念の職場掲示	10月～ 有効 (継続すべき)	<ul style="list-style-type: none"> ・11月2日に所属において行動指針の掲示依頼を通知し、全ての職場で掲示を行った。 ・今後も掲示を継続し、職員の意識改革を促すとともに、適時、職場内や会議等で確認を行うなど常に意識していく。 ・また、今後の行政経営理念の全庁的な見直し議論においては、林務部として積極的に参画していく。
	～2月 有効 (所期の目的達成)	
7) 全職員がレポート（今回の事案を今後どう活かすか）をまとめ業務に対する姿勢を確認	～3月 有効 (継続すべき)	<ul style="list-style-type: none"> ・レポート作成とあわせ、自分がコンプライアンスの視点で取り組む姿勢を名札又は名刺に記載した。 ・今回の事案を踏まえ、個々の職員が今後意識して取り組む内容を周囲に示すことで、日常的にコンプライアンスを意識して業務に取り組むきっかけとして初期の目的を達成したと考えられる。 ・一方、日常的な業務をコンプライアンスを意識して取り組むことは、継続する必要があるため、名札等の記載については、当面継続する。
	～3月 有効 (継続すべき)	
8) 自分がコンプライアンスに取り組む事項を名札又は名刺に記載し常に意識	～3月 有効 (継続すべき)	<ul style="list-style-type: none"> ・10月13日に各所属あて林務部における人事評価制度の業績評価について、後期からコンプライアンスの視点を意識した目標を設定し、業務を通じたコンプライアンス意識の向上を図った。 ・期末の所属長等との面談では、提出されたレポートを活用し、目標の到達度など当該職員のコンプライアンスへの取組に対し助言・支援を行った。 ・今回の事案を踏まえ、個々の職員が日常業務を通じて取り組む内容を上司とも相談することは、業務に取り組む上でコンプライアンスを意識する機会として有効であり、取組を継続する。
	～3月 有効 (継続すべき)	
9) 業績評価においてコンプライアンスの視点を踏まえた業務目標を設定	～3月 有効 (継続すべき)	<ul style="list-style-type: none"> ・10月13日に各所属あて林務部における人事評価制度の業績評価について、後期からコンプライアンスの視点を意識した目標を設定し、業務を通じたコンプライアンス意識の向上を図った。 ・期末の所属長等との面談では、提出されたレポートを活用し、目標の到達度など当該職員のコンプライアンスへの取組に対し助言・支援を行った。 ・今回の事案を踏まえ、個々の職員が日常業務を通じて取り組む内容を上司とも相談することは、業務に取り組む上でコンプライアンスを意識する機会として有効であり、取組を継続する。

総合評価 及び 今後の取組	○行政経営理念の掲示やレポートの作成、コンプライアンスに取り組む事項の名札等への記載、コンプライアンスの視点を踏まえた業務目標の設定の取組は、日常業務を通じたコンプライアンス意識の向上の契機として有効であったと考えられることから、継続的な取組を行う。
---------------------	---

取組項目	年度末評価		計画担当	
	I 二度と不祥事を“起こさない”人と組織づくり 1 職員の資質向上とコンプライアンス意識の改革 ③ 職員間のコミュニケーションを活性化し、県民起点で議論する組織づくり			総務係
				実施対象
				全職員

具体的な行動計画	実施時期 取組評価	実施した内容（実績）等
10) 所属長が自らのメッセージや各所属での取組等をメールで発信	11月～ 12月～ 現段階では判断できない	<ul style="list-style-type: none"> ・12月に林務部全職員に向けて林務部長のメッセージを发出了した。 ・情報共有に取り組みはじめたところであり、現時点で評価は判断できないが、意識調査においても、本庁と現地機関の間での情報共有が不足しているとの意見が多いことから、「信州・森林づくり応援ネットワーク」などのブログの活用等により、各所属長からのメッセージや各所属の取組等を相互に情報発信するなど、取組を継続する。
11) 職場内検討会を月に1回以上開催し係横断的な課題に対し連携	11～3月 有効 (継続すべき)	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁・現地の各職場において、職場内で議論する機会を設け、テーマ及び参加者、実施方法を工夫しながら、月1回程度開催した。 ・月1回以上という義務的な開催が形骸化につながるのではないかとの意見もある一方、コミュニケーションの活性化を図る上では有効であるとの意見も多かった。 ・職場内で議論しあう意識を定着・習慣化に向けた取組としては有効と考えられるため、平成28年度は各職場の実情に応じて開催、取組をを継続する。
12) テレビ会議システムの活用などにより本庁・現地間の打ち合せの機会を増加	11～3月 有効 (継続すべき)	<ul style="list-style-type: none"> ・11月12日にコンプライアンス推進担当打ち合せ会議にて積極的な活用について依頼し、20日には各所属あてに積極的な利用及び使用方法等について改めて周知。 ・11月19日のオーストリア報告会や1月13日の林務部所課長会議等をテレビ会議で実施。 ・テレビ会議システムは、移動時間の削減等による職員の負担軽減や情報伝達等を主体とした会議に有効であり、今後も積極的に活用する。
13) 年1回以上、全ての現地機関を林務部幹部が訪問して直接課題を議論	11～2月 2～3月 有効 (継続すべき)	<ul style="list-style-type: none"> ・行動計画の進捗や業務執行状況について職員と直接議論し、課題の早期発見・早期解決を目指すため、2月～3月に現地機関を本庁幹部が訪問し、現地機関職員と今回の事案を踏まえた今後の取組等について直接意見交換を実施した。 ・直接意見交換することは、本庁幹部と現地機関職員の距離感を縮めるための有効な手法と考えられるので、平成28年度もワークショップで多く出された仕事改革等、テーマを検討し引き続き実施する。

総合評価 及び 今後の取組	<p>○職場内検討会やテレビ会議の実施、林務部幹部の現地機関の訪問については、職場内及び本庁・現地機関の間でのコミュニケーションの活性化に有効であると考えられることから、継続的な取組を行う。</p> <p>○情報共有に取り組みはじめたところであり、現時点で評価は判断できないが、意識調査においても、本庁と現地機関の間での情報共有が不足しているとの意見が多いことから、「信州・森林づくり応援ネットワーク」などのブログの活用等により、各所属長からのメッセージや各所属の取組等を相互に情報発信するなど、取組を継続する。</p>
---------------------	--

取組項目	年度末評価	計画担当	
	I 二度と不祥事を“起こさない”人と組織づくり 2 組織として不祥事を防止するための仕組みづくり ① 再発防止に向けた体制の整備		企画係・総務係
			実施対象
			全職員

具体的な行動計画	実施時期 取組評価	実施した内容（実績）等
14-1) 本庁にコンプライアンス推進本部を設置 (定期的に開催)	8月 有効だが一部に課題あり	・林務部及び人事課、会計課で構成するコンプライアンス推進本部を8月7日に設置以降、ほぼ毎月会議を開催し、行動計画の推進及びコンプライアンス意識醸成の機会として中心的役割を果たしたと考えられる。 ・本行動計画に基づく取組の推進体制については、一定程度定着したことを踏まえ、四半期に1度程度の開催に見直し、引き続き、定期的を開催する。
14-2) 現地機関にコンプライアンス推進会議を設置 (毎月1回開催)	～11月 有効だが一部に課題あり (一部見直し)	・副所長及び林務課、地域政策課、会計センターで構成するコンプライアンス推進会議をすべての現地機関で11月30日までに設置以降、ほぼ毎月会議を開催した。林務課以外の出席者からの意見・提案を検査業務やコンプライアンス推進に活用できる等の効果があった。 ・本庁コンプライアンス推進会議と同様に開催頻度を四半期に1度程度に見直して実施する。
14-3) 年度末に行動計画に基づく取組の効果検証を実施	3月 有効 (継続すべき)	・2～3月の推進本部会議で取組結果の評価について議論し、3月開催のフォローアップ委員会で評価・検証予定。 ・PDCAサイクルによる改善体制は、効果的な対策の推進に不可欠なため、継続的に取り組む。
15) 林務部本庁各課室及び現地機関に実務担当者として「コンプライアンス推進担当」を設置	～11月 有効 (継続すべき)	・11月6日までに本庁各課室及び現地機関に設置し、11月12日に担当者会議を開催。 ・今後もコンプライアンス推進の先頭に立ち、県庁とのつなぎ役として機能しているため、各所属において年度当初に推進担当を指名。
16) 客観的かつ専門的な立場から助言をもらうコンプライアンス推進・フォローアップ委員会を設置	8月 有効 (継続すべき)	・8月7日の設置以降、2回開催し、3月には評価・検証と計画見直しのため第3回を開催予定。客観的な立場からの判断で、行動計画の実効性を担保する上でも有効であった。 ・今後は、林務部の徹底的な再生、業務改善のさらなる取組の充実を図るため、来年度は「林務部改革推進委員会（仮称）」に拡充改組して継続する。
17) 再発防止に向けた取組・検証結果等をHP等により広く情報開示	10～3月 有効 (継続すべき)	・大北森林組合事案関連情報を森林政策課ホームページに集約し、コンプライアンス推進本部会議の議事要旨等も掲載、随時更新した。 ・大北森林組合事案関連情報を遅滞なく公表することは重要であり、県民により分かりやすく伝わるよう工夫して実施。
18) 林務職員に対する意識調査を実施	11～2月 有効 (継続すべき)	・12/22～1/4にかけて調査を実施(回収率96.5%)。その結果を分析し、幹部対象のワークショップ(1/29)及び次年度の行動計画に活用した。 ・今後も、意識変化を継続して把握する必要があるとあり、調査結果に応じて行動計画を見直すなど、PDCAサイクルを働かせる体制を整備してゆく。

総合評価 及び 今後の取組	<p>○林務部コンプライアンス推進本部やコンプライアンス推進会議、コンプライアンス推進・フォローアップ委員会の開催による再発防止に向けた体制の整備は、効果的な対策推進に有効に機能していると考えられる。形骸化の防止と対策の充実の観点から、「推進本部」等の開催頻度は見直すとともに、コンプライアンス推進・フォローアップ委員会については、拡充改組を行う。</p> <p>○職員に対する意識調査をはじめ、本行動計画の効果検証の取組は、PDCAサイクルによる取組の改善に不可欠であり、継続して取り組む。</p>
------------------------------	--

取組項目	年度末評価	計画担当
	I 二度と不祥事を“起こさない”人と組織づくり	総務係
	2 組織として不祥事を防止するための仕組みづくり	実施対象
	② 林務部の業務におけるけん制体制の強化	全職員

具体的な行動計画	実施時期 取組評価	実施した内容（実績）等
19) 補助金執行における推進担当と検査担当を区分けする方向で見直し	～3月 有効だが一部に課題あり（一部見直し）	<ul style="list-style-type: none"> 普及林産係のあり方については、本庁及び現地機関で組織上の問題点等について、意見交換を実施し、10地事林務課全体の業務のあり方を検討する必要があることを確認。現在全庁的な現地機関の見直しの議論が進められているため、整合を図りつつ、平成29年4月の組織改正に向けて、引き続き検討する。 こうした中で、牽制体制を確保するため、造林補助事業の実施に当たっては、普及林産係員が調査員として従事する場合には、推進を担当する地区の調査には従事しないこととしたほか、現地調査については2人検査体制を採ることとした。
20) 地方事務所林務課に林業職以外の職員配置の拡大を検討	～3月 現段階では判断できない	<ul style="list-style-type: none"> 10月30日に各所属へ林業職が担える業務を照会し検討に着手。 28年度には、林務部内に林業職以外の職員の配置を増やす方向で検討中であり、現時点で効果は判断できない。
21) 業務に関するメールは所属メールアドレスで行うことを徹底	11月～ 有効（継続すべき）	<ul style="list-style-type: none"> 本計画に基づき、所属メールアドレスを用いることを徹底しており、所属内の情報共有や複数チェックに有効なことから、継続する。 10月21日に現地機関へ実施手法等の意見照会を実施。要望のうち、今後、希望する所属には係毎のメールアドレスを設定するとともに、運用上の疑義については、庁内担当課と相談して解決する。
22) 引継書を係内で供覧し組織として引継ぎ内容を共有化	2～3月 現段階では判断できない	<ul style="list-style-type: none"> 引継書を個人間ではなく係内（係長においては課長へ）での供覧とし、文書として保存区分を明確にする等、組織として引継内容を共有できるように林務部におけるルールを整理し、引継の実施に向け、周知予定。 引継前の現時点では判断できないが、負担も少なく、実効性があると考えられる。

総合評価 及び 今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○所属メールアドレスの使用徹底は、牽制体制の強化に有効であったことから継続的に取り組む。 ○地方事務所林務課に林業職以外の職員の配置拡大や引継書の組織的な共有の取組は、取組を開始したところであり、平成28年度の取組を踏まえ、評価を行う。 ○地方事務所林務課の組織的な見直しについては、実施が遅れているが、平成29年4月に向けて引き続き検討する。
------------------------------	--

取組項目	年度末評価	計画担当
	I 二度と不祥事を“起こさない”人と組織づくり 2 組織として不祥事を防止するための仕組みづくり ③ 業務の執行状況の把握・点検	総務係
		実施対象
		全職員

具体的な行動計画	実施時期 取組評価	実施した内容（実績）等
23) 係内の業務を点検しあい課題の洗い出しを行う係会を毎週1回開催	~3月 有効だが一部に課題あり	・11月12日に担当者打ち合せ会議にて実施依頼し、曜日を設定した定期的な開催や形式及び回数に捉われない開催など、各職場・係で手法を検討・工夫しながら実施。 ・意識調査の結果、係内の情報共有は既に図られているとの意見が多かったことや毎週1回をノルマとすると形骸化するとの意見もあることから、開催頻度については、各職場の実態に応じたものに見直すこととし、継続して実施。

総合評価 及び 今後の取組	○課題の共有上、係会の定期的な実施は有効であることから、各職場の実態に合わせた開催頻度とした上で継続的に取り組む。
---------------------	---

取組項目	年度末評価	計画担当
	I 二度と不祥事を“起こさない”人と組織づくり	総務係
	2 組織として不祥事を防止するための仕組みづくり	実施対象
	④ 問題を早期発見・対応する仕組みづくり	全職員

具体的な行動計画	実施時期 取組評価	実施した内容（実績）等
24) 法令違反に限らず、業務推進上の懸案等、幅広く受け付ける「気軽に相談できる窓口」の設置	～11月 3月 現段階では判断できない	<ul style="list-style-type: none"> ・3月に林務部内に「気軽に相談できる窓口」を設置。 ・設置後の期間が短く、効果は現段階では判断できないが、平成28年度に本格運用に、効果検証を行う。
25) 公益通報制度（グリーンホイッスル）について周知し、活用を促進	～11月 有効（継続すべき）	<ul style="list-style-type: none"> ・現行制度について職場内研修会で伝達、課内掲示を行うなど周知を実施 ・全庁的には「平成28年度コンプライアンス推進取組方針」に基づく「組織風土改革」として、コンプライアンス推進参与による外部相談窓口や気軽に相談できる身近な相談窓口の設置など公益通報制度の垣根を下げて通報しやすい制度に改善予定であり、これらの動きを踏まえながら部内周知等を継続して行ってゆく。
26) 不適切な事案発生時に組織的かつ迅速的確に対応できる仕組みを整備	～11月 現段階では判断できない	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年1月、現地機関において、2年間に渡り手数料の徴収漏れ事案が発生。 ・改めて本事案の反省点も含め、不適正な事案の疑いがある情報を入手した場合、真偽や詳細が不明な段階でも情報を一元化し、組織的に事案の調査と対応を行うため仕組みの設置要綱を3月末に策定。 ・策定後の期間が短く、効果は現段階では判断できないが、平成28年度に本格運用に、効果検証を行う。

総合評価 及び 今後の取組	○「問題を早期発見・対応する仕組みづくり」については、取り組み始めたものが多い段階であり、効果を現時点では判断できないため、平成28年度に本格的に運用し、効果検証を行う。
---------------------	---

取組項目	年度末評価	計画担当	
	I 二度と不祥事を“起こさない”人と組織づくり 2 組織として不祥事を防止するための仕組みづくり ⑤ 業務量に応じた柔軟な業務体制の変更、応援体制の整備		総務係
			実施対象
			全職員

具体的な行動計画	実施時期 取組評価	実施した内容（実績）等
27) 各所属の実態やニーズの確実な把握	～3月 有効 (継続すべき)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地機関の翌年度の業務量をよりの確に把握するため、従来、照会を行っていなかった組織定数改正要望等についても10月30日に照会し、定数上の職場要望を把握するとともに、要望があった所属の関係する係長にヒアリングを行い、より詳細な職場状況を把握。また、従来実施していた業務量調査表の内容及び調査項目の見直しを行い、地方事務所へ意見照会、各所からの意見を整理。 ・ 人事異動案の検討においても大変有益な情報であったことから、来年度以降においても引き続き実施。
28) 災害時を参考に災害以外の業務でも対応可能となるよう応援要領を整備	～12月 現段階では 判断できない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成27年4月の北安曇地事の現地確認に係る応援職員の派遣や平成28年1～3月の同所普及林産係の臨時的業務の増大に係る応援派遣等を踏まえ、現在の災害時の派遣に係る要領を参考に、3月に応援要領を策定した。 ・ 策定後の期間が短く、効果は現段階では判断できないが、平成28年度の本格運用時に効果検証を行う。

総合評価 及び 今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○限られた職員数の中で効率的、効果的に業務を進めるためには、業務の質や量に応じた弾力的な人材配置ができる仕組みが必要なことから、より正確な実態やニーズの把握に引き続き努める。 ○応援体制の整備については、取り組み始めたものが多い段階であり、効果を現時点では判断できないため、平成28年度に本格的に運用し、効果検証を行う。
---------------------	---

取組項目	年度末評価		計画担当	
	Ⅱ 二度と不祥事が“起きない”事務事業の仕組みの構築 3 県民起点で現場実態を踏まえた計画づくりと予算執行 ① 森林づくりアクションプラン（AP）のH28以降の目標の設定			企画係
				実施対象
				林務部該当課室及び現地機関

具体的な行動計画	実施時期 取組評価	実施した内容（実績）等
29-1) 前半までの取組等について評価・検証を行うとともに、目標設定の考え方について現地機関を交えて議論	10～11月 10～2月	・本庁担当が現地機関を訪問し、目標設定の方法や議論の進め方等について意見交換を行った。その際の意見を踏まえ、目標設定の考え方の案を作成し、12月18日に会議を開催し合意形成を図った。
	有効 (継続すべき)	
29-2) 林業事業体の実績など地域の実情を把握	10～12月 12～3月	・林業事業体の実績については、できるだけ既存の統計、業務資料を活用することとし、最新の統計調査の結果が出そろったことから(林業労働力実態調査:28年2月、木材流通調査:28年3月)、地域ごとの実行能力等を評価するための資料を現在作成中。
	有効 (継続すべき)	
29-3) 後半の目標について、本庁と現地機関合意の下、目標(案)を作成	12～1月 12～7月	・12月の会議の意見を踏まえ、後半の実行計画の案を本庁において作成中。間伐計画以外の目標については、3月中にたたき台がまとまる見込みであり、4月に現地機関に意見照会を実施。 ・間伐計画については、地域ごとの実行能力等を評価するための資料に基づき、各地方事務所を訪問して打合せを行いながら地域ごとの目標案のとりまとめを行う。 ・森林税を活用した今後の持続的な里山管理のあり方について、「みんなで支える森林づくり県民会議」の場で里山での搬出間伐の取組促進等が議論されている。アクションプランについても、この議論と整合を図りつつ、精査を行う。
	有効 (継続すべき)	
29-4) 市町村、関係団体等の意見を聴き目標を決定	2～3月 7～8月	・目標案のとりまとめ後、市町村等への意見聴取を行う。
	現段階では 判断できない	

総合評価 及び 今後の取組	○現地機関と打合せを行うとともに、「みんなで支える森林づくり県民会議」における森林税を活用した今後の持続的な里山管理のあり方の議論等とも整合を図りつつ、目標案の策定を進める。
---------------------	---

取組項目	年度末評価		計画担当	
	Ⅱ 二度と不祥事が“起きない”事務事業の仕組みの構築 3 県民起点で現場実態を踏まえた計画づくりと予算執行 ② 県民目線での適切な予算執行			総務係
				実施対象
				全職員

具体的な行動計画	実施時期 取組評価	実施した内容（実績）等
30) 31) 地域の事業要望を予算要求額に反映させるための要望調査の前倒し	～3月 有効 (継続すべき)	<ul style="list-style-type: none"> ・林務部全事業において、地域の事業要望を適切に予算要求額に反映させるため、9～10月に各事業担当が現地機関に対して、文書又はヒアリングによる要望把握を実施。地域の事業体や地方事務所の能力を考慮した適切な事業要望であるかについて、事業担当課内で検証及び総務係経理担当においても予算編成作業過程で確認。 ・事業実施を具体的に計画段階から時間をかけて検討することは重要といった意見もあったことから有効であったと考えられる。 ・今後は、今回の予算編成作業における新たな取組の成果と課題を検証し、来年度予算編成過程において反映させるように継続して実施する。
32) 33) 予算執行の進捗状況の把握	現段階では判断できない	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度予算に係る補助金等の執行状況を把握するため、調査要領等を定めて平成28年1月15日付で実施通知を送付。 ・現時点では着手段階のため判断できないが、来年度については、現地機関のコンプライアンス推進会議で業務の執行状況の把握を行い、コンプライアンス本部会議において県全体として業務の執行状況を把握してゆく。
34) 35) 執行状況を踏まえた事業執行方針の作成	現段階では判断できない	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度予算に係る補助金等の執行状況を、コンプライアンス推進本部会議等で共有することを目指したが、取組の着手が遅れたことにより実施できなかった。事業執行量に関する方針の組織的判断ができなかったため、各事業課から提出のあった補正予算案、次年度への繰越議案の内容を例年と同様の手法により確認し、2月県議会に上程。 ・年度内執行額を早めに把握することは有効であることから、来年度は、執行状況を確実に把握し、当年度中の方針を組織的に判断して、予算の減額や繰越処理を適切に実施する。

総合評価 及び 今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○地域要望を予算要求に反映させる取組については、適切な予算執行に有効であると考えられることから、継続的に実施 ○林務部全体として予算執行状況を把握する取組については、新たな取組に着手した段階であり、効果を現時点では判断できないため、平成28年度に本格的に運用し、効果検証を行う。
---------------------	--

取組項目	年度末評価		計画担当	
	Ⅱ 二度と不祥事が“起きない”事務事業の仕組みの構築 4 造林補助事業での不適正申請を許さない仕組みの構築 ① 造林補助事業の要領等に沿った運用の徹底			造林緑化係
				実施対象
				造林事業担当

具体的な行動計画	実施時期 取組評価	実施した内容（実績）等
36) 県の実施要領を見直し、国の実施要領等の内容を組み込む形で改正	～3月 有効 (所期の)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地機関を交えたWGを開催し、本行動計画に基づく取組について具体策を検討し、地方事務所の意見を集約した上で、実施要領の改正案を作成した。 ・ 要領改正は、3月末までに行い、年度当初に地方事務所に通知するとともに、4月に担当者研修会を実施する。 ・ 事業体への周知を4～5月に行う。
37) 要綱・要領の簡易版をWeb形式で作成し、リアルタイムで更新	2～3月 現段階では判断できない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 36)の要綱要領の見直しと並行して、簡易版の作成作業を進めており、5月までに作成。 ・ 長野県ホームページに掲載することとし、掲載時に地方事務所を通じて事業体へ周知する。
38) 毎年度当初、造林担当者の研修会（造林事業研修会）を開催	4～5月 現段階では判断できない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改正を行う実施要領等の内容について、4月に現地機関の造林担当者向けの研修会を実施する。 ・ 制度改正や人事異動等も想定されることから、実施結果を踏まえ、内容を工夫しつつ、毎年度実施していく。
39) 補助要件の解釈の具体例を蓄積し、Q&A形式により地方事務所と共有する	10～3月 有効 (継続すべき)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助要件の解釈について、造林担当者から出された疑問点についてQ&A形式で整理した。本庁と現地機関の共有サーバで管理し随時更新。 ・ 引き続き、統一的な解釈による事業実施に資するよう更新を行う。
41) 本庁が地方事務所の運用実態を定期的に把握・協議する（各所年1回以上）	1～2月 現段階では判断できない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成27年度については、行動計画に基づく実施要領見直しの検討等を優先したため、実施できなかった。地方事務所での運用実態の把握は重要であり、平成28年度から実施する。

総合評価 及び 今後の取組	<p>○事案の反省を踏まえた造林補助事業の仕組みの見直しについては、現地機関を交えたWGでの検討を踏まえ、実施要領の改正等を行うことができ、統一的な解釈による運用の徹底する基礎を固めることができた。</p> <p>○平成28年度は、見直した仕組みの定着や評価検証のため、研修会の実施や運用実態の把握に重点的に取り組む。</p>
------------------------------	---

取組項目	年度末評価		計画担当	
	Ⅱ 二度と不祥事が“起きない”事務事業の仕組みの構築 4 造林補助事業での不適正申請を許さない仕組みの構築 ② 補助申請者による自己チェックの強化と書類調査の厳格化			造林緑化係
				実施対象
				造林事業担当

具体的な行動計画	実施時期 取組評価	実施した内容（実績）等
42) 実施要領や調査内規の見直しを行い、補助金申請時に必要な書類を明確化（実施要領改正）	10～3月 現段階では判断できない	・ 現地機関を交えたWGの意見を踏まえ、申請時に必要となる書類を明確化し、要領の改正案に反映した。 ・ 3月末までに要領を改正し、28年度から活用。
43) 申請案件ごとにチェックリストの作成・提出を義務化（実施要領改正）し、申請者のセルフチェックと地方事務所の書類調査に活用	12月～ 現段階では判断できない	・ 42)の申請書類の明確化の内容を踏まえ、申請内容を申請者側でチェックしてもらうためのチェックリストを作成した。 ・ 3月末までに要領を改正し、28年度から活用義務化。
44) 作業内容が明確に確認できる写真の添付を義務化（実施要領改正）	12月～ 有効だが一部に課題あり	・ 現地機関を交えたWGの意見を踏まえ、施行地毎に撮影日や撮影箇所が明確な写真を添付させることとし、3月末までに要領を改正し、28年度から添付を義務化。 ・ GPS機能付きカメラの使用義務化による撮影箇所の明確化については、林業事業体の対応を考慮し、時期について検討が必要。
45) 申請者自らが管理用プロットを設定し、伐採率等を管理するよう義務付け	12月～ 現段階では判断できない	・ 申請者自ら申請箇所の施業内容が補助要件に合致したものであることを説明できるよう、管理用プロットの設置させることとし、3月末までに要領を改正し、28年度事業から管理を義務付け。
46) 事業施工地台帳の整備を徹底	12月～ 有効（継続すべき）	・ 現行の要領に基づき台帳の整備を徹底するよう8月に通知。 ・ 平成28年度は、より効率的に整備を進める観点から、造林補助システムと森林GISの連携強化のためシステム改修を予定。
47) 調査プロセスチェックリストを作成し、決裁回議時に複数の職員が確認	12月～ 有効（継続すべき）	・ 書類調査・現地調査が適切に実施されていることを決裁回議の際に複数の職員が確認できるよう、調査プロセスチェックリストを作成。28年度から活用。
48) 申請回ごとにコンプライアンス推進会議構成員により書類調査内容を確認	12月～ 有効（継続すべき）	・ 補助金交付決定にかかる決裁におけるコンプライアンス推進会議構成員による確認や会計局が作成した補助金チェックリストにより出納機関のチェックを受けるよう見直した。

総合評価 及び 今後の取組	<p>○補助申請者による自己チェックの強化については、平成27年度に必要な書類の明確化や申請者側でのチェックなどの仕組みを検討することができた。平成28年度から本格的に運用であり、効果を現時点で評価できないものが多いが、運用実態を把握し、効果検証を行い、必要な見直しを行う。</p> <p>○書類調査の厳格化については、コンプライアンス推進会議構成員による確認などは有効であると考えられるが、平成28年度からは調査プロセスチェックリストを導入し、より効果的なチェックを行う。</p>
------------------------------	---

取組項目	年度末評価	計画担当
	II 二度と不祥事が“起きない”事務事業の仕組みの構築	造林緑化係
	4 造林補助事業での不適正申請を許さない仕組みの構築	実施対象
	③ 現地調査の形骸化防止・けん制体制強化	造林事業担当

具体的な行動計画	実施時期 取組評価	実施した内容（実績）等
49- 1) 調査内規の見直しと調査員ごとの調査レベルの平準化	10～11月 現段階では判断できない	・現地機関を交えたWGの意見を踏まえ、統一的な調査が実施されるよう、調査基準の具体化（数値化等）など調査内規の見直しを行った。 ・また、調査レベルの平準化のため、4月までに調査マニュアルを作成し、4～5月に担当者研修会を実施。
49- 2) 間伐等の調査箇所が無作為抽出に当たり、乱数表等を活用	12月～ 有効（継続すべき）	・11月に乱数表を配布し、調査箇所の無作為抽出を徹底。（全地方事務所で実施中） ・恣意性を排除する観点から無作為抽出は牽制効果あり。今後も徹底していく。
50) けん制効果を高めるために、他係の応援も含め、原則2人で現地調査を実施	12月～ 有効だが一部に課題あり	・全地方事務所原則2人体制での調査を実施中。 ・一部で人員不足により実施できなかった箇所があったが、調査状況の写真を整備することで牽制効果を確保した。 ・今後も人員不足等が懸念されることから、一部調査の外部委託等を検討。
51) 調査結果のホームページへの公表などけん制効果の一層の向上を検討	10～3月 現段階では判断できない	・現地機関を交えたWGの意見を踏まえ、申請回数ごとの調査結果について、各事務所で閲覧可能な形で公表することとした。（平成28年度から実施）
52) 間伐キャラバンやSP巡回指導を利用し、本庁職員（造林緑化係以外の職員を含む）による現地調査調書の確認を行い、調査実態の把握と問題点の解決	10～3月 現段階では判断できない	・平成27年度については、行動計画に基づく実施要領見直しの検討等を優先したため、本庁職員による現地確認を実施できなかった。 ・現地調査等の見直し結果の効果の確認や現地機関への牽制の観点から必要な取組であり、平成28年度から実施。
52-2) コンプライアンス推進会議構成員（副所長等）による現地調査の実施（年1回以上）	11～2月 有効（継続すべき）	・全地方事務所コンプライアンス推進会議構成員（林務課以外の副所長等）による現地調査を実施。 ・現地調査への牽制効果の確保や「推進会議」構成員の造林補助事業の理解促進に効果的であり、引き続き取り組む。
53) 不適正な受給が発覚した場合、該当事業体からの申請に対しては現地調査箇所数を増やすなど、審査を厳格化	10～3月 現段階では判断できない	・不適正受給が確認された森林組合に対しては、平成27年度事業について全数調査を実施。 ・現地機関を交えたWGの意見を踏まえ、現地調査の結果、不合格箇所が判明した場合の他の再調査等の対応を明確にし、28年度事業から運用。

総合評価 及び 今後の取組	<p>○現地調査箇所の無作為抽出の徹底や原則2人体制での調査の実施、林務課以外の副所長等による現地調査の実施状況の確認等に取り組む、現地調査の形骸化防止・けん制体制強化に有効であったと考えられる。</p> <p>○見直した調査内規に基づく調査の実施や調査結果の公表など平成28年度から取り組む事項もあるため、本庁職員による調査実態の把握に取り組む、効果検証を行う。</p>
------------------------------	--

取組項目	年度末評価	計画担当
	II 二度と不祥事が“起きない”事務事業の仕組みの構築	造林緑化係
	4 造林補助事業での不適正申請を許さない仕組みの構築	実施対象
	④ 実態に即した予算執行に向けた予算編成・配分の見直し	造林事業担当

具体的な行動計画	実施時期 取組評価	実施した内容（実績）等
54) 前年9月に地域の翌年度概算計画量を調査・把握し、当初予算に反映	9～10月 有効 (継続すべき)	・平成28年度予算は、10月に前倒しした林業事業体等に対する要望調査結果に基づき編成を行い、現地実態に沿った予算を計上できたものと考えられる。
55) 1月の予定調書において、年間事業量のほか、新たに補助金申請回ごとの計画量を調査・把握	12～1月 現段階では判断できない	・WGでの議論を踏まえ、1月の予定調書において、年間事業量のほか、新たに補助金申請回ごとの計画量を調査・把握するものとする（事前計画書ベース）。 ・平成28年度事業については、予定調書の様式変更が遅れ、1月に申請回ごとの計画量を把握できなかったため、改めて4月に林業事業体からの聴き取りを行う。
56) 補助金申請回ごとの執行状況を把握し、予定調書との差異等を確認しながら早期に年間執行見込みを推測	10～3月 有効 (継続すべき)	・平成27年度予算の執行にあたり、第4回申請（10月）以降、執行状況調査を実施。 ・調査結果は、予算の再配当に反映し、現地機関の執行状況に即した予算執行が行うことができた。
57) 国への概算払請求期限（2月20日）までに執行見込額を精査し、地方事務所からの不用額の引上げ、繰越及び減額補正等の予算措置を実施	～2月 有効 (継続すべき)	・56)と連動し、執行見込額を精査し、2月に不用額を引き上げを行った。 ・1月末に発生した雨氷害等の影響により年度内に完了できない事業にかかる予算を繰り越すとともに、使用見込みのない予算の減額補正を行った。

総合評価 及び 今後の取組	<p>○予算に地域の要望量を反映し、現地実態に沿った予算を計上することができたものと考えられる。</p> <p>○今後も補助金申請回ごとに、補助金の支払状況を含めた執行状況調査を行い、適切な予算再配当を実施するとともに、執行見込額を精査のうえ、不用額引上げ、繰越し及び減額補正等の予算措置を講じる。</p>
------------------------------	---

取組項目	年度末評価	計画担当
	Ⅱ 二度と不祥事が“起きない”事務事業の仕組みの構築	造林緑化係
	4 造林補助事業での不適正申請を許さない仕組みの構築	実施対象
	⑤ 現地調査が困難な年度末申請の見直し	造林事業担当

具体的な行動計画	実施時期 取組評価	実施した内容（実績）等
58) 事業体の意向を確認し、年間の補助金申請期限を広く周知したうえで、第6回申請を原則として廃止（平成28年度から実施）	H28～ 現段階では判断できない	<ul style="list-style-type: none"> ・原則廃止について、補助金申請者（78事業体）に対してアンケートを実施（H27.9） ・現地機関を交えたWGを開催し、事業体からの意見を踏まえ存廃を検討 ・全森林組合に対するヒアリングを担い手育成係及び地方事務所と実施（Ⅲ-6-②78）関連し、直接、意見の聴取を行った。 ・これらを踏まえ、年間の申請を5回（最終回12月）とし、以降は、確実に完了し、適切が現地調査が可能な申請のみを受付けることとし、3月末までに実施要領を改正し、平成28年度から適用。

総合評価 及び 今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○現地調査が困難な年度末申請のあり方については、林業事業体や現地機関の意見を踏まえ、見直しの方向性を定めることができた。 ○平成28年度から運用を開始し、引き続き、適正な現地調査の実施を担保しつつ、円滑に補助事業を執行できるよう、林業事業体や現地機関での運用実態の把握を行う。
------------------------------	---

取組項目	年度末評価		計画担当	
	II 二度と不祥事が“起きない”事務事業の仕組みの構築 5 不適正受給が判明した事業における再発防止 ① 地域で進める里山集約化事業実施の適正化			経営普及係
				実施対象
				事業担当

具体的な行動計画	実施時期 取組評価	実施した内容（実績）等
60) 交付条件を徹底し、適正な事務手続きを図るため通知を施行(地事→市町村)	10～11月 有効 (所期の目的達成)	<ul style="list-style-type: none"> 地方事務所に対して12月14日に通知を行い、地方事務所から市町村等事業実施主体へ、事業内容の確認、説明等を実施した。 H28は市町村等事業実施主体への説明については、年度当初に開催される担当者会議等で実施。
61) 補助金の額の確定書へ交付条件を記載(様式の修正)	9～10月 有効 (所期の目的達成)	<ul style="list-style-type: none"> 12月14日に様式の修正について通知した。 交付条件を記載した様式により、事業実施主体へ通知を行っている。
62) 間伐等の森林整備の完了までの進捗管理の出来るチェックシートを作成	10～11月 有効だが一部に課題あり (一部見直し)	<ul style="list-style-type: none"> 事業執行チェック表を11月中に作成し、12月14日に通知済み。 事業執行チェック表について、より効率的・効果的にするよう求める声もあるため、見直しを行った上で、平成28年度事業から正式に運用する。
63) 確実に事業を実施するための進捗管理体制を整備	10～4月 有効だが一部に課題あり (一部見直し)	<ul style="list-style-type: none"> 12月14日に進捗管理表を用いた集約化事業実施後の間伐等の進捗管理の実施について通知した。 進捗管理表について、より効率的・効果的にするよう求める声もあるため、見直しを行った上で、平成28年度事業から正式に運用する。
64) 不適正な補助申請を防止するため、担当者会議を開催	10～4月 有効 (所期の目的達成)	<ul style="list-style-type: none"> 説明会を10月23日に開催した。(10地方事務所のうち6地方事務所：8名出席(欠席した地方事務所に対しては後日周知)) 説明会の開催時期については、年度当初に行い、説明資料については、ポイントを絞り、分かり易いものにする。

総合評価
及び
今後の取組

- 事業実施主体への周知がなされ、事業執行チェック表等による確認が始まっており、地域で進める里山集約化事業の適正実施に向けた手段として、有効に機能していると評価できる。
- 今後も効果的・効率的なものになるよう、事業執行チェック表及び進捗管理表の見直しを行った上で取組みを継続する。
- また、補助申請にあたって地方事務所担当職員が、事業実施主体との調整を怠っていた事例があったことから、平成28年度は再発防止に向けて、適切な林業普及指導事業の実施に向けて、関係者による意見交換を行う。

取組項目	年度末評価		計画担当	
	II 二度と不祥事が“起きない”事務事業の仕組みの構築 5 不適正受給が判明した事業における再発防止 ② 森林整備地域活動支援事業（交付金）の適正な事業実施の徹底			森林計画係
				実施対象
				事業担当

具体的な行動計画	実施時期 取組評価	実施した内容（実績）等
65) 申請時及び実績報告時の確認並びに交付後の要件の実施状況把握に活用するためのチェックシートを作成	～9月	<ul style="list-style-type: none"> ・チェックシートを9月中に作成した。 ・確認項目が多く、簡略化を求める声もあるため、見直しを行った上で、平成28年度事業から正式に運用する。 ・2月19日に地方事務所、市町村、林業事業体等に対し、チェックシート(試行版)に関する意見照会を実施しており、意見は3月に集約し、より効率的、効果的な運用に向け活用する。
	有効だが一部に課題あり(一部見直し)	
66-1) 10月中に県から地方事務所への説明会を開催	～10月	<ul style="list-style-type: none"> ・説明会を10月23日に開催した。(10地方事務所のうち8地方事務所：11名出席(欠席した地方事務所に対しては後日、資料送付により周知)) ・説明会の開催時期については、年度当初に行い、説明資料については、ポイントを絞り、分かり易いものにする。
	有効(継続すべき)	
66-2) 11月までに市町村及び交付対象者に対して制度内容や留意点等を周知徹底	～11月	<ul style="list-style-type: none"> ・地方事務所に対して11月18日に通知を行い、市町村、交付対象者への事業内容の確認、説明等を依頼した。 ・市町村、事業体への説明については、毎年度当初に開催されている、担当者会議等で行うよう周知徹底する。
	有効(継続すべき)	
67) 11月と3月に交付後要件の実施状況確認を通知、交付対象者への確認を促す。	11、3月	<ul style="list-style-type: none"> ・地方事務所に対して11月18日、2月19日に通知を行い、交付後要件の確認を依頼した。 ・市町村、交付対象者の適正な事業執行を促すために有効であると思われるが、確認漏れが発生しないための実施箇所管理票等の整備を検討する。また、取組内容がチェックシートによる確認と重複することから、次年度以降はチェックシートによる確認と取組の統合について検討する。 ・交付後要件の実施が遅れている交付対象者に対しての指導を行う。
	有効だが一部に課題あり(一部見直し)	

総合評価 及び 今後の取組	<p>○制度内容、留意点等の周知徹底、説明会の開催等により、県担当者、実施主体(市町村)、交付対象者(林業事業体等)の要綱、要領等の正確な理解が深まったことで、事業の適正な実施における有効性が認められることから、今後も継続して取り組む。</p> <p>○チェックシートについては、事業内容や交付後の要件の確認に有効であることから、地方事務所、実施主体、交付対象者等の試行版に対する意見を反映させた上で平成28年度から正式な運用に移行する。ただし、運用開始後も効果的に運用を図るため、必要に応じて地方事務所、実施主体、交付対象者の意見を基に見直しを検討する。</p>
------------------------------	--

取組項目	年度末評価	計画担当
	II 二度と不祥事が“起きない”事務事業の仕組みの構築	企画係
	5 不適正受給が判明した事業における再発防止	実施対象
	③ 森林づくり推進支援金における嵩上げ補助の適正化	事業担当

具体的な行動計画	実施時期 取組評価	実施した内容（実績）等
68) 市町村の嵩上げ補助に係る補助金交付要綱等の規程を確認	～9月 12月 有効 (所期の 目的達成)	<ul style="list-style-type: none"> 市町村の嵩上げ補助に係る交付要綱の確認ポイントを整理し、地方事務所に意見照会。 地方事務所からの意見を確認ポイントに反映した上で、「市町村の嵩上げ補助に係る補助金交付要綱等の規定の確認」を平成27年12月9日付けの文書で依頼。 12月中に、該当地方事務所（佐久、諏訪、上伊那、木曾、長野）において要綱等を確認。
69) 市町村の補助金交付要綱等において位置づけを依頼	10～11月 12月 有効 (継続すべき)	<ul style="list-style-type: none"> 市町村の補助金交付要綱等において「信州の森林づくり事業補助金交付要綱」が位置づけられていない市町村に対しては、地方事務所から位置づけを依頼済。 来年度も引き続き嵩上げ補助事業を実施する市町村にあつては、年度末までに位置づけを確認予定。
70) 間接補助事業者が実績報告書を提出する際の添付書類及び市町村による実績調査の方法の規定について確認し、規定を依頼	10～11月 12～3月 有効 (継続すべき)	<ul style="list-style-type: none"> 間接補助事業者が実績報告書を提出する際の添付書類及び市町村による実績調査の規定について、位置づけを確認済。 来年度も引き続き嵩上げ補助事業を実施する市町村にあつては、年度末までに位置づけを確認予定。

総合評価 及び 今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> 市町村の補助金交付要綱における、県の信州の森林づくり事業などの位置づけを確認し、間接補助事業としての手続きの流れ等を地方事務所において再確認することができた。 今後、改めて嵩上げ補助に取り組む市町村に対して、趣旨を理解いただき適正な執行となるよう、交付要綱等への規定等を依頼していく。
---------------------	---

取組項目	年度末評価	計画担当
	II 二度と不祥事が“起きない”事務事業の仕組みの構築	林道係
	5 不適正受給が判明した事業における再発防止	実施対象
	④ 林内路網関係補助事業の事業実施の適正化	事業担当

具体的な行動計画	実施時期 取組評価	実施した内容（実績）等
71) 計画作成時の「確認表」の提出等の事業実施の適正化について、新たに通知を発出し、森林組合等の事業主体に周知・徹底	10～11月	<ul style="list-style-type: none"> ・「林内路網関係補助事業における事業実施の適正化について（平成27年10月28日付け林務部長通知）」により、地方事務所を通じ、森林組合等の事業主体に対し、路網開設に必要な市町村道等との重複防止の確認を含んだ「確認表」の提出を義務付けるよう周知・徹底を図った。 また、平成27年11月17日付けの平成28年度公共林道事業ヒアリングの実施通知において、開設路線の「確認表」による確認と提出を再度周知した。 <p>※取組実績（進捗100%）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体に周知するための文書を、全ての地方事務所で発出。
	有効 (所期の目的達成)	
72-1) 計画作成時に市町村道等との重複防止に関する「確認表」の提出を義務付け（確認表は法令制限（保安林、自然公園等）の有無等を含む）	12月～	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度公共林道事業の計画ヒアリング、平成27年度林業再生総合対策事業の事業計画書の提出において、開設計画に係る「確認表」の提出が確実に実施されており、「確認票」が事前確認の有効な手段となっている。
	有効 (継続)	
72-2) 事業主体（市町村以外）の事業計画書を関係市町村に報告し、市町村道との重複の確認を求める。	12月～	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村以外の事業主体から事業計画書の提出のあった平成27年度林業再生総合対策事業において、市町村に開設計画を報告し市町村道との重複について確認を実施しており、事前確認の有効な手段となっている。
	有効 (継続)	
73) 事前に市町村道等との重複が確認された場合、事業主体に対し、事業計画変更等の必要な手続きを求める。	12月～	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度中に市町村道との重複が確認された事業は無いが、今後、該当する事業が生じた場合は、必要な手段であると考えられる。
	有効 (継続)	

総合評価 及び 今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○確実に事業主体（森林組合、市町村等）への周知がなされており、市町村道等との重複防止の事前確認、「確認表」の提出の取り組みが始まり、手段として有効に機能していると評価できる。 ○今後も取組が継続して実行されるよう、事業ヒアリング、事業計画提出等の通知に「林内路網関係補助事業における事業実施の適正化について（平成27年10月28日付け林務部長通知）」に留意するよう常に周知するとともに、取り組みがより効果的なものとなるよう、現場の声を踏まえて「確認票」の内容等について、必要に応じて改善しながら推進する。
------------------------------	---

取組項目	年度末評価	計画担当
	Ⅲ 二度と不祥事を“起こさせない”ための森林組合の指導監督 6 森林組合の内部管理体制整備の促進 ① 県と県森連が連携した森林組合の内部管理体制の整備促進	担い手育成係
		実施対象
		組合担当(本庁)

具体的な行動計画	実施時期 取組評価	実施した内容(実績)等
74) 森林組合のコンプライアンスマニュアルの実効性を高めるガイドラインの作成	～12月 <small>(ガイドライン作成)</small>	○当初計画どおり、県森連と県が連携して年内にガイドライン案を作成し、各組合等からの意見も踏まえ年度内にガイドラインを完成させ、各組合に配布できる見込み。 ○平成28年度以降は、各組合のコンプライアンス体制推進の取組について、ガイドラインによる自己点検状況を常例検査で確認し、各組合からの意見を伺いながら県森連でガイドラインの内容改善を図っていく。
	1～2月 <small>(県森連の合意形成)</small> 有効 (所期の 目的達成)	
75) 森林組合の役職員への研修実施	～12月	○県森連で従来から実施していた組合新任者研修会や監事研修会に加え、平成27年11月に各組合の理事も対象とした役員研修会を新たに実施し、県も講師として協力。 ○平成28年度以降も、これらの研修会を定期的実施して各組合の役職員のより多くの参加を促すとともに、参加者の研修に対する評価をアンケート等で把握しながら、研修内容の改善に活かしていく。
	有効だが一部に課題あり (一部見直し)	

総合評価 及び 今後の取組	<p>○森林組合の役職員のコンプライアンス意識の向上を図るために、県森連と連携してガイドラインの策定や、役員研修会を実施することができた。</p> <p>○平成28年度以降は、実際にガイドラインを自己点検に活用し、研修会に参加した森林組合の役職員からの意見を把握し、ガイドラインや研修会の内容の改善に努める。</p>
------------------------------	--

取組項目	年度末評価	計画担当
	Ⅲ 二度と不祥事を“起こさせない”ための森林組合の指導監督	担い手育成係・経営普及係
	6 森林組合の内部管理体制整備の促進	実施対象
② 森林組合に対する県の指導力の強化		組合担当(本庁・地事)

具体的な行動計画	実施時期 取組評価	実施した内容(実績)等
76) 森林組合指導方針の改正	～12月	○当初計画では年内を予定していた指導方針改正作業が遅れたものの、各組合との意見交換や、地方事務所担当者とのワーキンググループにおける検討等を踏まえ、年度内に方針を改正できる見込み。 ○平成28年度以降は、県担当者が森林組合指導のあり方を再確認するために研修等で本方針を活用していくとともに、森林・林業の情勢の変化に応じて、適期に指導方針の内容を見直していく。
	有効 (所期の目的達成)	
77-1) 森林組合指導担当者に対する研修実施	1月～	○上記の指導方針改正作業の遅れにより年度内に研修を開催することができなかった。 ○平成28年度以降は、できるだけ早期に県担当者に対する研修を実施する。
	現段階では判断できない	
77-2) 地方事務所において森林組合に対し技術指導等を実施	随時	○地方事務所が通常組合に対して行う造林補助事業等の実施に関する指導のほか、市町村担当者等も含めた各種研修会・技術指導を独自に実施した事務所もあった。 ○平成28年度以降は、全事務所でこれらの取組が実施できるよう努めるとともに、本庁の林業専門技術員がこれらの研修等の実施を支援する。
	有効 (継続すべき)	
78) 森林組合との意見交換	～12月	○平成27年11月の組合職員会議において、本行動計画の内容について意見交換を実施。 ○また、平成28年2月に全組合を直接訪問し、役職員の皆様と本行動計画の内容、指導方針改正、常例検査実施体制見直し等について意見交換を実施。 ○平成28年度以降は、行動計画に基づく県の取組について、組合職員会議等で意見をいただき、行動計画の見直しに反映していく。
	有効 (継続すべき)	

総合評価 及び 今後の取組	<p>○各組合と県森連との意見交換や、地方事務所及び本庁担当者によるワーキンググループによる検討を通して、森林組合指導方針改正を行うことができた。</p> <p>○大北森林組合の補助金不正受給問題については、組合側だけでなく、県側にも大きな問題点があったことを真摯に反省し、改正した森林組合指導方針を活用しながら県担当者の資質向上や適切な森林組合指導に努める。</p>
------------------------------	--

取組項目	年度末評価	計画担当
	Ⅲ 二度と不祥事を“起こさせない”ための森林組合の指導監督	担い手育成係
	6 森林組合の内部管理体制整備の促進	実施対象
	③ 県の森林組合常例検査の実施体制の強化	組合担当(本庁)

具体的な行動計画	実施時期 取組評価	実施した内容(実績)等
79) 常例検査実施体制の見直し	~12月	<p>○76)の指導方針改正作業の遅れに伴い、これと並行して作業を進めていた本件についても当初計画から作業が遅れたが、年度内には見直しを終え必要な要綱等の改正ができる見込み。</p> <p><主な見直し内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・検査員の増(地方事務所担当者も検査員に任命) ・検査周期の見直し(隔年から毎年) ・検査内容の見直し(個別の補助事業の事務の確認等) ・検査指示事項が未改善の場合の県の指導の強化 ・公認会計士等に検査助言を受ける体制の構築 <p>○平成28年度は、見直し後の体制により全組合に対して検査を実施し、新たに検査員として検査を実施した地方事務所担当者から意見を聴き、次年度以降の検査体制の改善を図る。</p>
	有効 (所期の 目的達成)	
80) 検査員研修の開催と外部研修への参加促進	4月~	<p>○平成27年度実績なし(当初計画どおり)。</p> <p>○平成28年度以降は、77-1)の森林組合指導担当者に対する研修と併せ、常例検査実施前までに地方事務所検査員に対する研修を実施し、研修内容は担当者の経験や知識に応じた内容となるよう検討する。</p> <p>○また、国や県森連等が実施する外部研修への参加を促し資質の向上を図る。</p>
	現段階では 判断できない	

総合評価 及び 今後の取組	<p>○各組合と県森連との意見交換や、地方事務所及び本庁担当者によるワーキンググループによる検討を通して、常例検査実施体制見直しを行うことができた。</p> <p>○平成28年度以降は、新たに地方事務所担当者が検査員として常例検査を実施することになるため、県内部の研修実施、外部研修の受講、本庁担当者によるフォローアップ等を行なうとともに、検査実施後の意見を集約し、以降の常例検査実施体制の改善を図る。</p>
------------------------------	---